

社会保険による子ども・子育て支援をめぐる

子ども・子育て支援の推進に向けて、社会保険システムの活用が提唱されている。筆者も早くから提案していたことであり、最近の動きに注目している。一つは、慶応大学・権丈善一教授が提案する、既存の社会保険制度から拠出を求める子育て支援連帯基金構想で、昨年11月の財政制度等審議会「建議」でも検討課題として掲げられている。もう一つは、小泉進次郎氏など自民党の若手議員の「こども保険」の提案である。

このうち、後者については、出産・育児を「保険事故」として扱うものとして、問題が指摘される。「保険事故の特性は、その発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期については予測し得ないのであることを必要とする」(法研『健康保険法の解釈と運用』平成15年)。保険原理からすれば、夫と妻の選択による出産に起因する出費や所得減を保険事故とすることには無理があろう。

しかしながら、健康保険法では、大正11年の制定当初から、分娩とそれともなう休業を保険事故としてきた。健康保険の立法に携わった清水玄は、『健康保険法』(昭和4年)において、傷病や死亡と同様に分娩についても、「妊娠することの有無及其の時期に関し(中略)豫見し得べからざるものがある」としている。当時において妊娠は夫婦の意思を超えた事象と考えられていたと解釈するべきなのだろう。その後、戦後になって国が推進した家族計画が定着しつつあった昭和40年代になっても、有泉亨監修『社会保険事典』(社会保険新報社、昭和43年)は、「分娩については、ある程度個人の意思によるものという考えもあろうが、それだけではすべてが律せられず、自然の摂理としてみるべき点の方が多い」としている。

しかし、今日のように計画出産が普及・定着していなかった時代にあっても、分娩を傷病や死亡と同質の事故とみなすことには無理があったはずである。むしろ、保険原理云々以前に、分娩が母子の命と生活にかかる保護すべき事故であり、健康保険の給付対象とすることに幅広い合意があったと理解するべきなのだろう。国際的にも、健康保険法に先立って、ILOは、創設直後に採択した1919年の「母性保護条約」(第103号)において、「公共基金又は保険制度の方法」による保護を求めていたのである。

こうして、分娩ともなう出費と収入減について、社会政策ないし社会保障政策上の観点から、医療保険で対応することに合意を得てきた。しかも、少子化対策が叫ばれるなかで、新たに雇用保険法による育児休業給付や育児休業期間中の被用者保険の保険料免除が導入され、さらに2019年度からは国民年金第1号被保険者についても産前・産後の保険料免除が行われている。

議論になっているのは、子ども・子育てという長期に及ぶ、経済的支援から保育等のサービスにわたる広範囲の支援を要する状態に対して、子どもを有しない人たちからも拠出を求め、支援の範囲を拡大することについての理論的根拠と合意形成の可能性である。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

